－今号の目次－

* 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」施行に伴い事務連絡が発出される ・・1
* 令和４年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応について・・・・・・・・・・・５

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆**「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」施行に伴い事務連絡が発出される

令和4年11月30日付で「児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」が公布され、令和5年4月1日から施行されます。

今回の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」においては、下記の4点の改正が行われています。

1. 児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等
2. インクルーシブ保育
3. 児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化
4. 保育所におけるみなし看護師等の配置に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃

今般、省令の改正に伴い、「①児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等」と「④保育所におけるみなし看護師等の配置に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃」に取り扱いに関して、厚生労働省から事務連絡が発出されました。

1. **児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等（事務連絡の発出日：令和4年12月15日）**

**【改正の趣旨】**

* + 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」の審議において、保育所を含む児童福祉施設の運営に関する基準について、国が定める基準に従って条例に定める事項として、「児童の安全の確保」を追加する修正案が全会一致で可決されました。
	+ 「認定こども園においては、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている一方、（中略）保育所を含む児童福祉施設等（中略）については、安全計画の策定を始めとする「児童の安全の確保」に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置付けられる必要がある」と指摘されています。
	+ また、参議院の附帯決議では、「保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること」とされました。
	+ 上記を受け、都道府県が条例で児童福祉施設の運営に関する基準を定める際に従わなければならない国の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）に、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加える改正が行われました。

**【改正の概要】**

* + 既に保育所保育指針などにより一定の安全に関する取組が義務付けられている保育所以外の児童福祉施設等は、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定が設けられました（つまり、保育所は経過措置なく、施行日である令和5年4月1日より安全計画の策定が義務付けられます）。

|  |
| --- |
| **【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】　　　　　　（全保協事務局要約）*** + 全ての保育所、地域型保育所事業所等（以下、保育所等）は、令和5年4月より当該保育所等を利用する児童の安全確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定しなければならない。
	+ 安全計画では、以下の内容などを計画的に行うためのものであることが求められる。
* 保育所等の設備の安全点検の実施に関すること
* 保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩等の園外活動時や保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取り組み等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること
* 安全確保に係る取り組み等を確実に行うための職員への研修や訓練に関すること
	+ 策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施しなければならない。
	+ 施設長等は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取り組みの内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。
	+ 施設長等は、ＰＤＣＡサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う。
 |

* + 上記【新省令に基づく安全計画策定の規定内容】にもとづき、「安全計画の策定」、「児童の安全確保に関する取組」、「安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項」、「キッズ・ゾーンの設置について」、「幼保連携型認定こども園に移行する時の対応について」等が事務連絡で示されています。
	+ 「幼保連携型認定こども園に移行する時の対応について」では、「保育所等から幼保連携型認定こども園に移行する場合、移行後は、認定こども園法第27条の規定により準用する学校保健安全法の規定に基づく学校安全計画を策定し、実施することとなる。ただし、新省令に基づき移行前に既に作成している安全計画の様式により当該学校安全計画を作成することは可能であること。なお、その際には、時点だけでなく、保育所等から幼保連携型認定こども園への移行に伴って見直す点が生じていないかも確認し、作成すること。」とされています。
	+ 詳細は別添資料「１」をご確認ください。
1. **保育所におけるみなし看護師等の配置に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃について（事務連絡の発出日：11月30日）**

**【改正の趣旨】**

* + 「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」（平成10年）附則第2項の規定により、経過措置として、乳児4人以上が入所する保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士をみなすことができるとされています。
	+ 少子化の進行等により保育所に入所する乳児の数が4名付近となるケースが増え、この場合、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘があり、引き続き安定して看護師等が勤務することを可能とする必要があるとされました。
	+ 国家戦略特別区域ワーキンググループにおいて、保育の質を保ちつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための方策が議論され、「改正の概要」記載の2つの要件をいずれも満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず、看護師等1名に限り保育士とみなすことができるという方向で検討するとの結論が出され、所要の改正が行われました。

**【改正の概要】**

* + 乳児の在籍人数の要件が撤廃されました。ただし、在籍している乳児が3名以下の保育所の看護師等については、保育の質を保つため、下記2つの要件が明確化されるとともに、留意事項が示されました。

**【乳児の在籍人数の要件を撤廃する際の要件】**

1. 保育士と合同で保育を行うこと。
* 保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一の空間内で保育を行わなければならないこと。
1. 各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること。
* 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了を必須とすること。

**【留意事項】**

* + 留意事項として大きく以下6点が示されています。詳細は別添資料「２」をご確認ください。
1. 看護士等と合同の組・グループを担当する保育士の勤続年数や勤務形態。
2. 施設長による、職員間の連携の確保、看護士等の各種研修への参加機会の確保・保育士に業務負担が過剰に偏らないよう、業務効率化や業務改善を含めたマネジメント、適切な業務分担の実施。
3. 看護士等を新規採用する場合の、子育て支援員研修等の修了要件の考え方。
4. 年度途中で乳児の在籍数が3名以下になった場合も、看護士と保育士の合同の組・グループを編成する体制の確保。
5. 保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対する、子育て支援員研修等の受講勧奨。
6. 都道府県、政令指定都市又は中核市における指導監査時の留意事項

そのほか詳細は別添資料「２」をご確認ください。

また、「②インクルーシブ保育」、「③児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化」に関しても、取り扱いに関する事務連絡が発出されましたら、あらためてお知らせいたします。

**◆**令和４年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応について

全保協ニュースNo.22-42でお伝えした「第63回子ども・子育て会議」で示された「令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応について」について、前回お知らせした内容に追記いたします。追記部分は赤字で示しております。

　令和4年の人事院勧告では、「月例給の初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ」と「ボーナスの0.1月分引上げ（4.3月分→4.4月分）」が示されました。これは、予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：391万円→399万円（＋8万円(＋2.1％分））にあたります。

　令和3年人事院勧告に伴う公定価格の減額分（人件費▲0.9%）は、令和4年4月から9月の間、「国家公務員給与改定対応部分」により補助が行われてきました。

今回の令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容（月例給の初任給及び若年層の補給月額の引き上げ・ボーナスの0.1月分引上げ）は、令和4年4月分に遡って改定することを受け、令和4年4月から9月までの間に「国家公務員給与改定対応部分」の補助を受けた施設については、当該補助を受けた額を公定価格において調整するとされました（令和5年3月分の公定価格において減額）。



・月例給の初任給及び若年層の補給月額の引き上げ

・ボーナスの0.1月引上げ

相当分